

津野町告示第34号

一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告します。

令和7年7月7日

津野町長 池田 三男

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 令和7年度 かわうそ自然公園遊具改修工事
- 2 工事場所 高知県高岡郡津野町永野
- 3 工事概要 別紙設計図書等による
- 4 完成期限 令和7年12月19日
- 5 予定価格 事後公表
- 6 本工事は、当該入札に係る入札書提出時に、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書の提出を求めるものとする。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- 2 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、（2）から（4）については、その手続開始の決定後、入札参加資格の再審査を受けた者については、この限りでない。
 - （1）破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申立てを行った者
 - （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立てを行った者
 - （3）特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者
 - （4）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者
- 3 公告の日から開札の日までの期間に、津野町建設工事指名停止措置要綱又は高知県建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 建設業法第2条第1項に規定される「造園工事」について、令和7年度津野町競争入札参加資格を有する者であること。
- 5 令和2年4月1日以降において、元請として国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるものが発注した公園遊具改修工事（修繕工事含む）の施工実績を有すること。
- 6 入札参加申請日において継続して3カ月以上の雇用関係にあり、次の条件を満たす技術者を配置できる者であること。

技術者：（一社）日本公園施設業協会が認定した公園施設製品安全管理士若

しくは公園施設点検管理士、その他これらに準ずる資格を有し、町が認めた者

第3 入札参加の方法等

- 1 この工事の入札に参加しようとする者は、令和7年7月16日（水）午後5時までに下記の提出書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この工事の入札に参加することができる。
 - (1) 提出期間：この公告の日から令和7年7月16日（水）午後5時まで
※提出された申請書等は返却しない。
また、提出期限後の変更（差替）は認めない。
 - (2) 提出書類：次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ 第2-5の実績を証する書類（契約書の写し等）
 - ウ 第2-6の配置予定技術者経歴書、入札参加申請日において継続して3カ月以上の雇用関係にある配置予定技術者と確認できるものの写し（資格証明書類の写し等）
 - エ 配置予定技術者の技術者認定証等の写し
 - (3) 提出場所：高岡郡津野町永野225-1
津野町役場 総務課
 - (4) 交付方法：津野町ホームページからダウンロード
(<https://town.kochi-tsunno.lg.jp>)
- 2 入札参加資格の確認は、申請書の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和7年7月18日（金）までに申請者に対して通知する。
なお、一般競争入札参加資格確認通知書を受領した場合は、受領書を1の(3)まで返送すること（受領書は任意様式、返送はFAXでも可）。
- 3 入札資格がないと認められた者に対する理由の説明
 - (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、町長に対して説明を求めることができる。
 - (2) (1)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を令和7年7月23日（水）午後5時までに1の(3)へ持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。
 - (3) 説明を求めた者に対する回答は令和7年7月28日（月）までに書面により行う。
- 4 入札参加資格の喪失
入札参加資格確認通知後において、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当した場合、この工事の入札に参加することができない。
 - (1) 第2に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき
 - (2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき

第4 設計図書の閲覧について

- 1 設計図書の閲覧
設計図書はこの公告の日から入札の前日までの間、津野町ホームページにおいて閲覧・ダウンロードすることができる。
- 2 設計図書に関する質疑応答
 - (1) 設計図書の内容について質問がある場合は、質疑書を電子メール（アドレスは第10に記載のとおり）で提出すること。なお、質疑書提出時には、

必ずその旨を電話で連絡すること。

(2) 質疑書提出・回答期限

質疑書提出期限：令和7年7月16日（水） 正午まで

回答期限：令和7年7月18日（金）

(3) 質問に対する回答は、回答期限までに津野町ホームページに掲載する。

第5 入札に関する事項

- 1 入札予定日時：令和7年7月25日（金）※開始時間は後日通知
- 2 入札予定場所：津野町役場本庁舎1階多目的ホール
- 3 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。
- 4 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第6 入札条件等

- 1 入札保証金：免除する
- 2 最低制限価格：設定しない
- 3 現場代理人・技術者届の提出
 - (1) 落札者は、契約締結前に現場代理人及び配置する技術者について、別に定める様式による「現場代理人・技術者届」を提出しなければならない。
 - (2) 「現場代理人・技術者届」について、別途指定する期日までに提出がない場合は、落札決定を取り消す。
 - (3) 契約締結の前に、工期中の現場代理人の常駐又は技術者の確保が困難と認められる場合は、落札決定を取り消す。
 - (4) 契約締結の前の「現場代理人・技術者届」の提出により、契約締結後に必要な現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の通知がなされたものとみなす。
 - (5) 契約締結後に、現場代理人の常駐又は技術者の確保が困難となった場合は、契約の解除を行う場合がある。

第7 契約保証金

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付又は提出しなければならない。

- 1 契約保証金（現金に限る。）
- 2 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- 3 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- 4 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第8 入札の無効

この公告に示した資格要件を満たさない者が行った入札及び津野町財務規則（平成17年規則第35号）第84条の規定に該当する入札は無効とする。

第9 その他

- 1 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 2 この入札への参加者は、津野町入札心得を熟読・了知のこと。

第10 問い合わせ先

高知県高岡郡津野町永野225-1 津野町役場 総務課 入札担当

電話 : 0889-55-2311

FAX : 0889-55-2022

E-mail : nyusatsu@town.kochi-tsuno.lg.jp